

第1章 第7期小郡市障がい福祉計画・第3期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、小郡市における共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童の意思表示・自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加・貢献の実現を図っていくことを基本とします。

障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、それぞれに目標を設定し、計画的な整備を行います。

また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスによっては給付実績が低下するなどの影響がみられます。各事業所においては、マスクの着用や検温の実施、換気・消毒といった感染症対策を行い、事業の継続に努めましたが、一部事業所においては、一時的に新規利用者や既契約者の利用を制限せざるを得ない状況も生じています。今期計画の策定にあたっては、計画期間内の事業量見込みに際し、この影響を勘案しました。

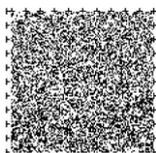
今期計画を推進するにあたっては、国、県の取り組みなどとの整合性を図りながら「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を具体的かつ効果的に進めていきます。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。



(2) 期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
障害者基本法に基づく障がい者基本計画	第2期小郡市障がい者計画										第3期小郡市障がい者計画							
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の計画	小郡市障害福祉計画(第2期)		小郡市障害福祉計画(第3期)		小郡市障害福祉計画(第4期)		小郡市障がい福祉計画(第5期)		小郡市障がい福祉計画(第6期)		小郡市障がい福祉計画(第7期)							
児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の計画											小郡市障がい児福祉計画(第1期)		小郡市障がい児福祉計画(第2期)		小郡市障がい児福祉計画(第3期)			

3. 計画の対象者

○障がい者

障害者総合支援法に規定される以下の者。

- ・身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者のうち十八歳以上である者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち十八歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者

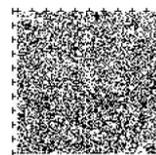
○障がい児

児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問わない）。

4. 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉政策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、法整備等が進められてきました。

また、障がい児においては、こども基本法により、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず権利を擁護し、こども施策を総合的かつ一体的に進めていくこととされています。



小郡市では、「小郡市障がい者計画」、「小郡市障がい福祉計画」及び「小郡市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちを目指して、障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、地域で育ち、住み慣れた地域で自立し、安心し、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

5. 計画の基本理念

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定（意見表明）の支援

共生社会の実現に向け、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図るための環境づくりを進めます。

●市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が実施主体の中心となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等及び障がい児に対するサービスの充実を図ります。

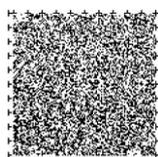
発達障がい児者及び高次脳機能障がい児者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

障がいの種別や年齢等に関わらず、地域において切れ目なく必要な支援が受けられるよう適切なサービス利用につなげます。

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者・児等の生活を地域全体で支えるため、サービス提供体制の整備を進めます。

また、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能の強化が求められます。地域の社会資源を最大限に活かし、小郡市自立支援協議会のネットワークを活用しながら、必要な機能の強化に取り組めます。



●地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りながら進めます。地域の相談を受け止める相談支援、就労や居住など多様な社会参加に向けた支援、障がいの有無に関わらず、住民同士として参加し知り合う場である地域の交流の取り組みを推進します。

小郡市自立支援協議会と連携しながら、交流の機会や障がい者・児の理解促進のため、活動の場を確保し、地域共生社会の実現につなげます。

●障がい児の健やかな育成のための発達支援

地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指し、障がいの有無に関わらず、全ての児童が地域社会でともに健やかに成長できるよう支援します。

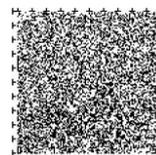
また、人工呼吸器の装着等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）等、専門的な支援を要する障がい児に対し、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

●障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供していくため、人材を確保していく必要があります。小郡市自立支援協議会とともに、多職種間の連携を推進し、専門性を高めるための研修等を実施することで、小郡市の障がい福祉の現場の魅力向上につなげます。働きがいのある分野であることを広く発信し、障がい福祉人材の確保・定着を目指します。

●障がい者・児の社会参加を支える取り組み

早期に適切な支援を受け、障がい児等の本人とその家族が安心して健やかに育つことができる体制の充実、ならびに障がい者等の地域における社会参加を推進するため、多様なニーズを踏まえた支援に取り組みます。



幼稚園、保育所等、市立学校等におけるインクルージョンの推進や文化芸術活動の推進、視覚障がい者等の読書環境整備、手話通訳や要約筆記派遣・支援者養成の取り組みを進め、障がい者・児の多様な社会参加を支えます。

これらの当事者支援に加え、社会参加にあたっては地域住民の理解向上が欠かせないことから、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを促進することで、障がい者の社会参加を推進していきます。

